



大監公表第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度定期監査の結果を次のとおり公表します。

令和2年2月25日

大崎上島町監査委員 澤田 武義

大崎上島町監査委員 道林 清隆

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

総務企画課、住民課、福祉課、保健衛生課、建設課、地域経営課、上下水道課、会計課、教育委員会教育課、議会事務局

3 監査の実施期日

令和2年2月4日（火）～6日（木）

4 監査の方法

監査は、平成31年4月1日から令和元年12月31日までの各課等の予算の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施した。

各課等から監査資料の提出を求め、関係書類に基づいて実施した。また、監査の過程において追加資料及び質問により内容確認を行った。

備品の管理及びつり銭等の現金の管理については実査により確認した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は総体としては、適正に執行されているものと認められる。

6 意見及び勧告

記載すべき事項なし